

平成 30 年第 2 回定例会

東京オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ特別委員会

平成 30 年 7 月 3 日

渡辺(ひ)委員

私のほうからは、大きく 2 点質問させていただきたいと思います。

はじめに、オリンピック等を踏まえた治安対策としての海水浴場におけるルールの遵守、またマナーの向上について何点か伺いたいと思います。

県のほうでは、このオリンピックのみならず、日ごろ海水浴場のルール、これに対するガイドラインを毎年作成しながら、安全・安心な魅力的な海水浴場の運営ということに取り組んでいるとは承知しております。

私は藤沢選出の議員でありますので、藤沢には三つの海水浴場がありまして、先日の 7 月 1 日には海開きも開催され、国松委員と一緒に出席させていただきましたけれども、通常の海水浴場の運営ということだけではなくて、今年はワールドカップ、若干時期がずれますけれども、来年は 8 月下旬にプレ大会、またワールドカップ、海のトップシーズンに行われる。また本番も、オリンピックの本大会においては 7 月下旬から 8 月上旬ということで、正に海水浴シーズンと全くバッティングするタイミングでオリンピック等が開催をされます。

そこで、私のほうから少し心配しているのが、その際に海水浴場や海の家が発端となった様々なトラブル、そういうものが発生をしないかどうか。現実には、毎年様々な、各関係機関が抑えていますけれども、それでもトラブルが発生するという状況の中で、更に多くの観光客にまた加えてオリンピックの観戦客、更には今私が質問する海水浴客、様々な方々がそのシーズンに来るということで、この海水浴場におけるルールの様々な取り組、またマナーの向上、これらの取り組みは非常に重要ではないかというふうに思いますので、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、毎年改善しながら取り組んでいるガイドライン、本年度は何か改正をされたのか。もしされたとすれば、どのような経緯で改正をしたのか御説明を願いたいと思います。

砂防海岸課長

地域の自主性を尊重しつつ、誰もが快適に安心して海水浴場を利用できるよう、各海水浴場や市町では関係者で構成します協議会を設置いたしまして、地域ごとに海水浴場ルールを策定する取り組みを進めています。

こうした地域におけるルールづくりの取り組みに当たりましては、県が策定いたしました海水浴場ルールに関するガイドラインをその指針として活用をしていただいているところでございます。県は本年 3 月にこのガイドラインを改正したところですが、新たに外国人の方々に対するルールの周知、啓発を図っていくことを盛り込んだ点が改正のポイントとなってございます。

改正の背景といたしまして、訪日外国人数が年々増加傾向にある中、言葉の壁の問題だけではなく、文化の違いからルールを理解してもらえないといった課題が顕在化したことを見て、これに対応するためガイドラインを改正したものでございます。

具体的な取り組みといたしましては、まずは県が発行します外国籍県民向けの生活情報紙こんにちは神奈川、これ6カ国語で表記されているんですが、ここへ情報を掲載して周知、啓発を図っていくこととしており、より効果的な手法についても市町と共に協議しながら引き続き取り組んでいきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今、鋭意改正して良い方向に取り組んでいるということは理解をしました。その上で、私ちょっと気になったのは、私は藤沢なので、藤沢の海岸、海水浴場について、ホームページで開いてみると、そうすると当然それに対する評価だとか、来る経緯、ルートだとか、様々出ているんですけれども、その中で、今言ったガイドラインについてだとか、あと海水浴場のルール、これについてすぱっと出てこないんですね。

あとは、私は藤沢市なので藤沢市もルールをつくっていて、藤沢市の海水浴場のルールと引くと、藤沢市のルールは出てくるんですが、当然堅苦しい総則から始まるようなああいう表現のルールが出てきて、何となく分かりにくいというか、読みたくないというか、そういう表現になっていて、もう少し分かりやすい工夫が今後必要なのかなという気がします。特にインターネットを使う時代なので、どの海岸に行きたいか、その海岸はどうなのかといったときに、すぐルールがヒットするような、そういう工夫をお願いをしたいと思います。

その上で、いろいろルールもそうですけれども、マナーの向上のため、県は様々な取り組みをしていると思いますが、地元市町と連携してどのような取り組みを行っているのか確認をしたいと思います。

砂防海岸課長

毎年夏に、県と地元市町等と連携して海水浴場のパトロールを実施してございます。海の家や海水浴場利用者に対してルールの遵守状況などを確認し、必要に応じて指導などを行ってきているところでございます。このパトロールは、県からは地元の保健福祉事務所、土木事務所、漁港事務所と警察署、あと市町、海水浴場組合などが連携いたしまして、日中だけでなく夜間に対してもパトロールを実施しており、昨年度は県内 24 カ所の海水浴場で延べ、合計になりますけれども、約 490 回のパトロールを行いました。

昨年のパトロールの結果、海水浴場利用客の中でルール、倫理に抵触する行為として現地で確認されたものの中で最も多かったものが飲酒関係、次いで入れ墨ですとかタトゥーの関係でしたが、これらは例年同様の傾向となってございます。

今年の夏も、もう今から随分暑くなっていますが、関係者の連携の下パトロールを実施し、海の家や海水浴場利用者に対して適切に指導を実施していきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

鋭意引き続きお願いをしたいと思いますけれども、例年、飲酒に対する様々な問題が多いという中で、今質問はしませんけれども、それを改善することが非常に重要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、今、パトロールをかなり多くやっていただいているという御答弁

でしたが、できれば、海水浴場によって少し顔が違いますが、夕方から夜にかけてのパトロール、これの強化、特に治安という意味からすると必要だと思いますので、その部分の強化を是非お願いをしたいなというふうに思います。

その上で、特に海の家では酒類の提供、先ほど飲酒の問題が一番多いということだったのですが、それに対して過度なサービス、こういうものが見受けられるというふうに思います。提供されるお酒が原因、お酒でもいろんな原因があると思います。多量に飲酒をする、多量に飲酒を販売をする、若しくは強いお酒を提供する。様々な課題があるかと思いますけれども、県や地元市町はこういう状況に対してどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

砂防海岸課長

海水浴場ルールに関するガイドラインの中では、海の家における酒類の提供制限に関するルールを定めております。これを踏まえ、個別の海水浴場ルールで海の家が泥酔客に対し酒類を提供することを禁止している事例などがございます。また、ガイドラインでは、海水浴場利用者に対しては迷惑行為につながる飲酒の制限についてキャンペーンを実施すること等を定めてございます。このキャンペーンにつきましては、毎年県と地元市町が連携し、公共機関や駅でのポスターの掲示ですとか、海水浴場での場内放送、パトロールでの呼び掛け、普及啓発用品の配布などにより、飲酒等のマナーについての周知啓発を図っています。

このほか、ガイドラインには試行的に海水浴場に禁酒の区域を設定することも盛り込まれておりますし、実際にファミリーエリアという形で海水浴場の一部に禁酒の区域を設けている事例などがございます。

こうした取り組みにより、飲酒のマナーの向上を図ってきているところでございます。

渡辺(ひ)委員

今キャンペーンを行っている、今年ももうキャンペーンが始まっているかと思いますけれども、しっかり徹底を願いたいなと思います。特に、酒に対するトラブルが多いということで、一般観光客が、本来は飲んではいけない砂浜で飲むという問題が一番多いと思いますけれども、そうはいいながらも、海の家でも必要以上に、本来のルールとは違う範囲の中で多量に飲酒を販売したり、藤沢市のルールの中でも、泥酔客にはお酒を販売しないというルールが自主ルールとしてあるんですが、でも実際はそうなっていない問題があります。しっかりと、観光客の方々にもそうですが、海水浴客もそうですが、海の家の運営側もお酒を売らなければそういう問題は起きないわけで、しっかり徹底を願いたいなと思います。

その上、県は海の家に占用許可を与えていると思いますけれども、悪質な海の家の店舗が海水浴場のルールに違反した場合の罰則、これについてはどのような形になっているか教えていただきたいと思います。

砂防海岸課長

海の家への占用許可は、県が定めました海水浴場施設の占用許可に係る審査基準に基づき、海水浴場組合に対して占用許可を行っておりますが、平成28年5月にこの基準を改正いたしまして、海水浴場ルールを遵守することを占用許

可の条件に加えました。さらに、平成29年4月の改正によりまして、営業時間の厳守、酒類の提供制限などの協議会が定めたルールに違反し、県が占用許可を取り消した場合には、翌年度以降一定期間ルールに違反した海の家の占用を許可しないというペナルティーを課すことといたしました。

こうした審査基準の見直しにより、海の家における海水浴場ルールの徹底を図ってきたところでございます。

渡辺(ひ)委員

改定を行って罰則をしっかりと設けているということだと思いますが、今、取消しという非常に厳しい罰則基準を持っているということですが、この条例制定後、実際に罰則の適用の実績はあるんでしょうか。

砂防海岸課長

審査基準に基づく処分ということですが、改正後、ペナルティーを導入した後、実際にそのような処分が適用された事例は今のところございません。

渡辺(ひ)委員

ないというのは、ある意味いいことなのかなという気がしますが、実際に毎年、例えば過度にアルコールを飲み過ぎてアルコール中毒になって救急搬送をされる、こういう事例は毎年起きるわけです。こういう実態は、このようなルールを逸脱した行為が起因しているということになると思うので、それと罰則規定を適用した案件が一件もないということについては、ちょっと整合がとれない気がします。これについてもしっかりと研究をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、今まで御説明を受けた県の取り組みは理解しますが、私も何度も言っているように、海水浴場のトラブルが減る気配がないという状況だと私は思います。オリンピックに向けて現状の課題を把握して対応をとるなど、積極的な取り組みが必要だと思いますが、今後、オリンピックに向けて県はどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。特に、先ほど言ったような背景があるので、今年はちょうど夏の時期のワールドカップじやありませんけれども、今年からしっかりと取り組んでいって、準備を進めていく。こういう必要があるので、どのように取り組むのか御答弁をお願いいたします。

砂防海岸課長

来年、湘南港で実施される予定のセーリングのオリンピックのテストイベントですか、ワールドカップシリーズ、また再来年に開催されます東京2020大会につきましては、これまで経験したことのない大規模な大会となります、委員がおっしゃられたように実施時期がちょうど海水浴のシーズンと重なる見込みとなってございます。これらの大会の際に、近隣の海水浴場に具体的にどのような影響が及ぶのか、まだ不透明な状況ではございますが、セーリングを観戦するために来日した外国人の方々が海水浴場に来場するということも見込まれるところでございます。

そこで、県は地元の市町と連携いたしまして、湘南港で大規模な大会が実施される場合の近隣の海水浴場で発生する課題等を抽出するために、パトロール等によって実態の把握を行っていきたいと考えてございます。

その上で、東京2020大会に向け、海の家や海水浴場が抱える課題への対応策

につきまして、地元市町などの関係者とともに整理をいたしまして、必要に応じて例えば海水浴場ルールに関するガイドラインなどにその成果を反映していきたいと考えてございます。

渡辺(ひ)委員

是非、積極的な取り組み、お願ひをしたいと思います。

私も何度も何度も質問するのは、例えば今こういうSNSの時代で、夏場でも実際は海水浴客だけではなくて、例えば水着を着ないで一般の服装をして写真を撮りにくる、SNSを撮りにくる、そういう方々もたくさん見られます。そういう方々は海水浴客を撮りたいのか、何を撮りたいのか分かりませんし、なおかつ、今はこういう時代なので、SNS映えなんていうことがあって、そういう目的で撮るのかもしれません、少し気になるのが、SNSの活用です。例えば、江の島のエリアの海水浴場は、東洋のマイアミということで、7月1日も藤沢でマイアミビーチショーのスタートを切ったんですが、そういういい意味での情報が拡散するのであれば、これは大いにやっていただきたいんですが、先ほど言ったように、例えばアルコール中毒で倒れているような方、海の家の横で、そういう方々の写真が拡散すれば、これは国内だけじゃなくともう海外に行く時代なので、風紀の乱れ、治安の乱れ、こういうものは抑制をしていく取り組みが必要だと思うんです。

さらに、海の家では、各海の家によって少しルールが違いますけれども、今、海水浴離れということもあって、営業活動の一環で様々な取り組みがされていて、例えば日中は通常の海の家の形態なんだけれども、夕方から夜にかけて少し形態が変わってクラブ化はしていないけれども、どちらかというと居酒屋化しているというか、夕方から夜にかけて、海水浴に来ないけれども、その海の家でSNSで友人たちが集まって酒を飲み合うみたいな、そういう形態になっている。

これは一概に私は否定するわけではありませんが、そこで過度な飲食だとか、様々なことが起きないように、しっかりとチェックをしていく。また、ルールの遵守、ガイドラインの改正の中にそういうものを入れ込んで、治安の向上につなげていく。新しい視点もやっぱり重要だなと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点は、私が過去のこの特別委員会で2回質問させていただいたんですが、特別委員会、ずっとオリパラのためにやっていますので、経過も含めて過去に質問したものを見たいと思いますが、それは江の島における津波避難対策等についてです。

私が質問したのは、昨年の台風21号が起きて、大潮と伴ってあのエリアの様々な施設が壊れた、あれを契機にして、自然災害もそうですけれども、津波対策もしっかりとやらなきゃいけないということで、過去2回この委員会で質問させていただきましたが、その関連で聞かせていただきたいと思います。過去の委員会の中で私は、あそこでもし津波、地震が起きたときに、島内にいる競技者、あと観客、の方たちを避難させるのは逃がすしかないんです。藤沢市内でも逃がすことしか対策はないということで、島外については避難ビルとか様々くっていますけれども、島内については江の島の上の方に逃げていただくし

かない。

ところが、江の島の今島内では、避難誘導の看板が、例えば壁にあったり道路にあったりするけれども、実際は人が右往左往している中ではそういうものは見えない。高所にちゃんと避難看板として誘導看板をつくるべきだということで質問させていただいて、その方向で検討するという御答弁だったと思いますけれども、この進捗状況をお伺いしたいと思います。

港湾事業調整担当課長

湘南港やその周辺にある避難誘導標識ですが、数が今不足していることや、多言語化に対応していないものなど、課題があります。そこで、まず湘南港から高台に向けてどちらに避難するかということが、誰でも、すぐに分かるようピクトグラムなどを活用した避難誘導標識を道路沿いに設置する予定です。現在、藤沢市と調整をさせていただきながら、設置位置などの具体な検討を進めさせていただいている。できましたら、平成30年度中には設置する予定でございます。

渡辺(ひ)委員

そういうものがないとどこに逃げていいのか分からないし、なおかつ様々音声だとかフラッグだとか、様々な対応があると思いますけれども、外国人の方もたくさんいらっしゃるということも含めると、ピクトグラム、世界共通の案内板があったほうがいいのかと思います。是非お願いをしたいと思います。

その上で、やっぱり考えていらっしゃると思うんですけれども、要は昼間だけの対応ではなくて、当然夜の状況もあると思いますので、夜でもしっかり見えるような看板の形状というものを考えていただきたいと特に思います。

その上で、これは要望になりますが、当然競技をするヨットハーバーエリアが優先なので、平成30年度中是非やっていただきたいと思いますが、実際は、オリンピック関連エリアという意味からすれば、島内だけではなくて、島外若しくは湾岸市町、広く関連してくると思います。これについても、先々かもしれません、その島内の設置をモデルにしながら、関係エリアに拡大を是非お願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、先ほど資料説明がありましたが、江の島では昨年テロの訓練を行ったということで、今回頂いた資料の中にもそのテロの訓練と併せて津波避難訓練も行うというような表現がありましたけれども、実際はワールドカップに合わせて避難訓練を実施する予定はあるのか。若しくは、ないのであれば、それに代わるような避難訓練はどのように考えているのか、確認をしたいと思います。

セーリング課長

避難訓練についてのお尋ねでございます。まず、ワールドカップの運営主体でございます実行委員会に確認しましたところ、今年の9月の大会の際には避難訓練自体はする予定はないということで聞いてございます。しかしながら、委員おっしゃるとおり、大会に参加する選手や観光客だけではなく、役員や関係者、スタッフが災害が起きたときにどのように行動すべきか、それをやっぱりしっかり訓練しておくということはとても大切なことだと考えています。

そうした中、現在、江の島におきましては神奈川県や藤沢市など関係機関でありますとか、消防団を含めて地域住民などで江の島防災対策協議会が主催す

る津波避難訓練を毎年実施していると聞いています。その訓練で、湘南港の指定管理者であります湘南なぎさパークも参加して、湘南港の利用者に対して周知や避難経路の確認、広域避難場所への誘導などの訓練をしているというところはございますので、こういった訓練の成果を大会運営にはとても参考になると思いますので、実行委員会には県がしっかりと伝えて、ワールドカップのほうに応用できるように促していきたいと思っております。

渡辺(ひ)委員

先月の18日、大阪の北部で地震があって、そのときのニュースがあって、通勤時間の関係もあって多くの人が帰宅困難者というか、そういうものが現出していたという報道がありましたけれども、この江の島周辺での帰宅困難者対策というのは、一義的には藤沢市がやるんでしょうけれども、どうやっているか。海水浴場にもお客さんがいる、一般の江の島に入っている観光客がいる、また観戦客がいると混雑すると思います。ここで何か災害が起きたときの帰宅困難者対策が、どのようにになっているのか、お聞きしたいと思います。

セーリング課長

帰宅困難者対策でございます。江の島という島内における議論というのは余り進んではいないというのが現状だと感じてございます。江の島駅という観点から申しますと、小田急線の片瀬江ノ島駅でありますとか江ノ電の江ノ島駅、また湘南モノレールの湘南江の島駅、そうした駅周辺における帰宅困難者対策ということで、江の島駅周辺帰宅困難者等対策協議会という、そういった会が結成されております。その協議会では、関係機関の情報共有を図るとともに、帰宅困難者の安全確保とか発生抑制、そういう具体的な対策を進めていると伺ってございます。

また関係の機関の間にも情報共有でありますとか、帰宅困難者用の滞在施設の開設などの訓練、そうしたものもそこでは実施しているということでございますので、平成28年12月にはそうした協議会の関係者が訓練を行ったという事例もあるということは分かっているところでございます。

渡辺(ひ)委員

時間がないので1回しか聞きませんが、その帰宅困難者対策が、今言った海水浴客がいるハイシーズンで、島内の観光者がたくさんいる、なおかつ観客がたくさん来る、競技関係者もたくさんいる、そういう中で本当に練られている対策ならば心配しませんが、それをしっかりと精査していただいて、本当にそれだけ多くの方々を誘導する、または収容するキャパがある本当に対策なのかどうか、もう一回検証を是非お願いしたいなと思います。

いずれにしても、ハード対策、ソフト対策、併せてしっかりと検討願うことを要望させていただいて、私の質問を終わります。